

大和市中小企業融資制度・補助制度のご案内

【令和8年4月1日現在】

I 融資制度 ※本制度は金融機関が融資を行う間接融資制度です

- 限度額 ・下記の表をご参照下さい。各資金は併用できますが、融資実行時に限度額を超えないようにして下さい。
- 返済方法 ・元金均等返済、又は、元金一括返済とします。元金一括返済の場合は借入期間1年以内とします。
- 利用制限 ・大和市税、国民健康保険税、下水道使用料に滞納がある場合等、本制度の利用が適当でない判断された場合はご利用いただけません。
- 申請方法 ・Ⅱ手続きのとおり。市窓口への申請は取扱金融機関が行ってください。

資金名		対象者	用途	限度額	融資期間	利率(固定)	
金	小規模企業事業資金	<中小法人・協同組合等> 大和市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる。	・常時使用する従業員数※1が20人以下の者 (卸売業、小売業、飲食業及びサービス業にあつては5人以下)	3,000万円 (1中小企業事業資金合計)	7年以内 うち据置1年以内	年2.2%以内	
	中小企業振興資金		・常時使用する従業員数が21人以上の者 (卸売業、小売業、飲食業及びサービス業にあつては6人以上)		2年以内 うち据置6ヶ月以内	年1.7%以内	
	高度技術導入特別資金	・高度自動化機械(取得額が500万円超)を導入しようとする製造業に属する者 ・新製品、新技術の研究開発事業を実施する製造業に属する者	7年以内 うち据置1年以内		年2.7%以内		
	省エネルギー対策設備導入資金	<個人事業主> 大和市内に1年以上在住し、大和市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる。	・省エネルギー対策を目的として、太陽光発電等の設備を導入しようとする者		1年以内 うち据置6ヶ月以内	年1.8%以内	
	小口零細企業資金※2	・常時使用する従業員数が20人以下の小規模企業者 (卸売業、小売業、飲食業、サービス業にあつては5人以下) 【全国統一の「小口零細企業保証制度」に対応する融資制度です】	省エネルギー対策設備導入		2,000万円 (他の全国の保証付融資借入残高との合計)	7年以内 うち据置1年以内	年2.1%以内
2	中小企業緊急支援資金	・最近3ヶ月間の月平均売上が前年同期または2年前同期より3%以上減少している者 ・経営安定関連保証(セーフティネット保証)の要件に該当する者	高度技術導入	3,000万円	10年以内 うち据置1年以内	年2.0%以内	
3	起業支援資金※2	起業前の個人 個人事業主 又は法人	・融資を受けた日から1ヶ月以内に市内で事業を開始する市内在住者 ・融資を受けた日から2ヶ月以内に市内で会社を設立し、事業を開始する者 ・市内で事業を開始した日から5年を経過していない市内在住の個人事業主 ・市内で設立した日(会社成立の年月日)から5年を経過していない法人	省エネルギー対策設備導入	2,000万円	7年以内 うち据置1年以内	年2.1%以内
			運転・設備		10年以内 うち据置1年以内	年2.0%以内	

※1 「常時使用する従業員数」には、個人事業主、法人の役員、個人事業主と同一生計の三親等内の親族及び臨時従業員(実質的に常時雇用されていない者)は含みません。

※2 信用保証必須 (「信用保証」、「中小企業者」、「小規模企業者」、「起業」等の説明は次頁参照)

申請前に信用保証の対象になるか神奈川県信用保証協会に必ず確認してください。

II 手続き ※提出は取扱金融機関が行ってください

- ① 取扱金融機関に事前相談(「VI 取扱金融機関」参照)
- ② 市に利用する資金の必要書類を提出(「IV 必要書類」参照)
- ③ 市が審査後、認定書、関連書類(⑥の書類)を交付
- ④ 信用保証協会への書類提出
- ⑤ 融資実行
- ⑥ 融資状況報告書、利子補給委任状、保証料補助申請書類等を市に提出

III 信用保証

神奈川県信用保証協会による信用保証の利用や保証人について

以下の二つの資金は指定の信用保証の利用が必要

- ・「小口零細企業資金」…小口零細企業保証
- ・「起業支援資金」…創業関連保証又は創業等関連保証

上記以外は信用保証の利用は任意(利用する場合は一般保証として下さい)

「中小企業緊急支援資金」については、経営安定関連保証(セーフティネット保証)も利用可

保証人の要否は、原則として協会の連帯保証人の徴求基準によります

- ・中小企業者…資本金、従業員数のいずれかが下表の条件を満たす方

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(タイヤ製造業等を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

- ・小規模企業者…下表の条件を満たす方

業種	従業員数
製造業その他、宿泊業、娯楽業、医療法人等	20人以下
卸売業、小売業、飲食業、サービス業	5人以下

- ・起業…現在事業を営んでいない個人が新たに事業を始めること、会社を新たに設立し事業を始めること、会社が分社化(自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立)し事業を始めること

IV 必要書類 ※①借入申込書以外は全て写し可

■「中小企業事業資金」、「中小企業緊急支援資金」の必要書類

個人	法人
①借入申込書	①借入申込書
②印鑑登録証明書	②印鑑証明書
③個人事業開業届出書控え	③履歴事項全部証明書
④所得税確定申告書控え 青色申告者にあつては青色決算書控え (いずれも直近2期分)	④前事業年度の決算書

次の資金については、上表に加えて次の書類が必要

「高度技術導入特別資金」

- ・事業計画書、高度自動化機械を導入しようとする場合は見積書
- ※有識者によるヒアリングあり

「省エネルギー対策設備導入資金」

- ・導入計画書、見積書

「中小企業緊急支援資金」

- ・融資対象認定申請書
- ・最近3ヶ月間と前年(若しくは前々年)の月別売上高が確認できる書類
又は、経営安定関連保証の認定要件を満たすことが確認できる書類

■「起業支援資金」の必要書類

起業前の個人	起業後1年未満の 個人事業者※	設立から1年未満の 法人※
①借入申込書	①借入申込書	①借入申込書
②創業関連保証事業計画書	②創業関連保証事業計画書	②創業関連保証事業計画書
③印鑑登録証明書	③印鑑登録証明書	③印鑑証明書
④住民票	④住民票	④履歴事項全部証明書
⑤在勤(身分)証明書	⑤個人事業開業届出書 控え	—
⑥賃貸借契約書の写し ※ある場合のみ		
※起業(設立)から1年以上5年未満の場合、①の申込書以外の必要書類は「中小企業事業資金」と同じです。		

V 補助制度

下表の制度を利用された方は、融資1件毎に信用保証料補助制度と利子補給制度をご利用いただけます。

- 下表4の対象者 ・大和市内に事業所を有し、市内で1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等(個人事業者は1年以上市内に居住している者)
- 利用制限 ・大和市税、国民健康保険税、下水道使用料に滞納がある場合はご利用いただけません。
- 健康企業の特例 ・国の健康経営優良法人認定制度の認定企業は補助率(補給率)が100%となります。補助金(補給金)の申請時に認定企業であることを証する書類(写し可)を合わせてご提出下さい。(下表1、2の利子補給の場合は、金融機関にご提出下さい。)

資金名	信用保証料補助制度		利子補給制度		
	補助率・限度額 (100円未満切捨)	申請方法	補給率・年間限度額 (100円未満切捨)	補給期間	申請方法
1 小規模企業事業資金 中小企業振興資金 高度技術導入特別資金 省エネルギー対策設備導入資金 小口零細企業資金	保証料に対し 50%以内 (10万円)	信用保証料の支払日から 1年以内に、以下の書類をご提出下さい ① 申請書 ② 添付書類 「信用保証決定のお知らせ」 又は「信用保証書」の写し ③ 請求書	1月1日から12月31日までの 約定利子支払額に対し30%以内 (30万円)	初回利払月 から 36ヶ月	融資実行日の翌月10日までに、 委任状をご提出下さい ※委任状書式は融資対象認定書と同時に交付します ※委任を受けた融資実行元の金融機関から、1~2月に前年分の申請をしていただきます
			同 30%以内 (30万円)		
			同 40%以内 (30万円)		
			同 30%以内 (30万円)		
			同 30%以内 (30万円)		
2 大和市中企業緊急支援資金		【申請書・請求書の取得】 ・1~3をご利用の方には融資対象認定書と同時に交付します	同 50%以内 (30万円)	同 24ヶ月	
3 大和市起業支援資金	同 100%以内 (10万円)	・1~3をご利用の方には融資対象認定書と同時に交付します	同 100%以内 (30万円)	同 60ヶ月	
4 ・売上・利益減少対策融資 ・小口零細企業保証資金 ・小規模事業資金 ・事業振興資金	同 50%以内 (10万円)	市HP※からも取得できます ・4をご利用の方は、市HPにて手順をご確認下さい	同 50%以内 (30万円)	同 24ヶ月	1月に前年分の申請をしていただきます(市HPにて手順をご確認下さい)
		繰上償還により信用保証料の返戻があった場合は、補助金の一部返還を求める場合があります	対象外	—	—

※市ホームページについては次頁参照

VI 取扱金融機関

金融機関名	支店名	電話番号
神奈川銀行	高座渋谷支店	267-9921
	桜ヶ丘支店	267-9921
きらぼし銀行 (相談受付は大和支社) 205-4731	大和支店	261-3241
	高座渋谷支店	267-2511
	南林間支店	274-7771
静岡銀行	大和支店	261-2431
静岡中央銀行	中央林間支店	274-1115

金融機関名	支店名	電話番号
城南信用金庫	大和支店	263-3361
	相模大塚支店	263-5551
	中央林間支店	273-0781
スルガ銀行	中央林間支店	274-5111
平塚信用金庫	桜ヶ丘支店	269-8530
	南林間支店	274-4927
みずほ銀行	大和支店 (要事前連絡)	262-1311
三菱UFJ銀行	大和支店 (要事前連絡)	261-9631

金融機関名	支店名	電話番号
横浜銀行 (相談受付は大和支店)	大和支店	261-2211
	高座渋谷支店	269-8811
	中央林間支店	276-1171
	南林間支店	274-3311
横浜信用金庫	大和支店	276-3211
	つきみ野支店	272-8331
	南林間支店 (相談受付は大和支店)	276-3211 (大和支店内)
りそな銀行	鶴間支店	274-5151

(50音順・市外局番はいずれも046)

大和市役所 市民経済・にぎわい創出部 産業活性課
 <所在地> 〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間1-1-1
 <電話番号> 260-5135
 <受付時間> 平日 8:30~17:00 (12時から13時は除く)
 <ホームページ>

